

健康保険・厚生年金保険 被保険者区分変更届
厚生年金保険 70歳以上被用者区分変更届

【**手続概要**】

この届出は、「国・地方公共団体に属する事業所」「特定適用事業所」または「任意特定適用事業所」における被保険者または70歳以上被用者の雇用形態が「通常の労働者」から「短時間労働者」に変更した場合、または「短時間労働者」から「通常の労働者」に変更した場合に、事実発生から5日以内に事業主が行うものです。

※短時間労働者とは

厚生年金保険法第12条第5号及び健康保険法第3条第1項第9号に規定され、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条に規定する「通常の労働者」の1週間の所定労働時間の4分の3未満である同条に規定する短時間労働者またはその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満に該当する短時間労働者のうち、以下の全ての要件を満たす者のことです。

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること。
2. 賃金の月額が88,000円以上であること、ただし、以下の①から④については除きます。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - ③所定時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
 - ④最低賃金法において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当および家族手当）
3. 学生でないこと。

【**添付書類**】

特になし

【**提出先**】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【**提出方法**】

電子申請、郵送、窓口持参